

(案)

清掃業務委託契約書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、清掃業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、業務委託の実施にあたっては、別紙清掃業務委託基準仕様書に従いこれを誠実に実施しなければならない。

第2 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3 委託金額 年額 _____円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____円）

2 甲は、前項の委託料を均等割りで1ヶ月ごとに支払うものとする。

第4 契約保証金は、_____円とする。

第5 甲は、乙に対して業務委託の実施に関し、必要な事項を指示し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、業務委託の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、業務委託の着手前に業務委託に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿（様式第1号）を甲に提出しなければならない。提出後異動があった場合も同様とする。

2 甲は、従事者のうち、業務委託に従事させることが不相当と認める者については、その理由を明示して乙にその交替を求めることができる。

第7 乙は、毎日の業務委託を完了したときは、業務完了報告書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、業務委託の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを乙に対して指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

第8 乙は、毎月の業務委託を完了したときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した場合は、当該請求書の内容を審査し、業務委託の実施状況がこの契約に適合すると認めたときは、30日以内（以下「約定期間」という。）に委託料を支払うものとする。

第9 甲は、自己の責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、当該未払額につき年 _____パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第10 甲は、乙が自己の責の帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年 _____パーセント（注2）の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

注2 令和7年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第11 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事変の変更により、業務委託を継続する必要がなくなった場合

(2) 乙が、業務委託を実施することが出来なくなった場合

2 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき

(2) 正当な理由なくしてこの契約に違反したとき

(3) 甲が行う調査を妨げ、若しくは甲が求める報告を拒み、又は第7の規定による甲の指示に従わなかったとき

(4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

3 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用する。

第12 乙は、第11の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 パーセント（注3）の割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

注3 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第13 甲は、乙に対し、業務委託に必要な水、給湯及び電気を無料で提供するものとする。ただし、乙は、その使用にあつたては節約に努めるなど効率的な使用に留意しなければならない。

第14 乙は、業務委託の実施にあたっては、甲の施設及び各種設備等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第15 乙は、業務委託の実施にあたり、甲の施設及び設備等に損害を与え、又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約による業務委託実施中、不測の事故等により負傷し、又は死亡することがあつ

ても、甲には、これに対する補償等一切の責任は存在しないものとする。

第16 乙は、業務委託を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたものについてはこの限りではない。

第17 乙の代表者又は乙の代理人、使用人その他の従業員は、業務委託の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第18 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第19 乙は、業務委託の遂行のため使用する機械、器具及び材料についてあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 業務委託に係る費用の負担については、委託仕様書で示す費用負担区分のとおりとする。

第20 甲は、必要がある場合は、業務委託の内容を変更し、又は業務委託の実施を一時中止することができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して、これを定めるものとする。

第21 乙は、その都合によりこの契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに書面をもって甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

第22 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県盛岡市高松三丁目7番33号
社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
理 事 長 八重樫 幸治 印

乙

印

別記

個人情報取扱特記事項

- 第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。但し、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報を取り扱う業務の目的を達成するために必要があると発注者が認めるときは、この限りではない。
- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。但し、発注者の承諾があるときは、この限りではない。
- 第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記載された資料等を、当該業務を実施するのに必要な範囲を超えて、複写又は複製してはならない。但し、発注者の承諾があるときは、この限りではない。
- 第7 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 第8 受注者は、この契約による業務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 第9 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。なお、当該調査を行う場合、発注者は、受注者に発注者以外の者に対する守秘義務その他の法的義務に違反させることのないよう、また受注者の施設管理権を不当に侵害することのないよう、配慮する義務を負うものとする。
- 第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

岩手県社会福祉事業団理事長 様

(住所)
受託者
(氏名)

清掃業務従事者名簿

従事期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
業 務 従 事 者 名 簿	氏 名	年 齢	住 所	特記事項

※ 特記事項には、現場責任者名を明示すること。